

東久留米市環境審議会 会議録

1. 会議名 平成 29 年度第 1 回東久留米市環境審議会
2. 日 時 平成 29 年 10 月 6 日（金） 午前 10 時 00 分から午後 0 時 00 分
3. 場 所 東久留米市役所 4 階 庁議室
4. 出席委員氏名（敬称略） 杉原弘恭（会長）、水戸部啓一（職務代理者）、大山久仁夫、重藤さわ子、宮川正孝、猪股良子、齋藤朋矢、濱中冬行、三間優子、宋友之、牛谷昌弘、大坪満（以上 12 名）
5. 欠席委員氏名（敬称略） なし
6. 事務局職員名 山下環境安全部長、小泉環境政策課長、小平計画調整係長、白旗生活環境係主任、齊藤計画調査係主事
7. コンサルタント会社（アジア航測株式会社） 細川岳洋、藤原真太郎
8. 傍聴人 なし
9. 次第
 - (1) 議 題
 - ①平成 28 年度第 3 回環境審議会会議録の確認について（資料 1）
 - ②東久留米市第二次緑の基本計画中間見直しについて（資料 2、資料 2-1）
 - ③かんきょう東久留米 28 年度版について（資料 3）
 - (2) その他
 - ※環境政策課からの報告
 - ・地球温暖化対策実行計画の改定について（資料 4）
 - ・空き家等対策協議会の設置について

10. 配布資料

- 第7期東久留米市環境審議会委員名簿
- 平成28年度第3回環境審議会会議録（案）…資料1
- 第二次緑の基本計画・生物多様性地域戦略（骨子案）…資料2
- 第二次緑の基本計画中間見直しスケジュール（案）…資料2-1
- かんきょう東久留米28年度版暫定版…資料3
- 地球温暖化対策実行計画の改定について…資料4
- 第21回環境フェスティバルアンケート結果…資料5

11. 平成28年度第3回環境審議会

- ・出欠席者の報告 出席11名、欠席0名、定足数に達しており会議は成立

(1) （議題①）平成28年度第3回環境審議会会議録の確認について（資料1）

【事務局】

- ・この資料は、前回、3月30日に開催された平成28年度第3回環境審議会の審議内容について要点筆記したもので、前回会議終了後に、メールをお送りし、各委員からの指摘事項を反映したものである。
- ・その後、修正等がないようであれば、発言者の名前を伏して公開したい。

【会長】

- ・他に意見がないため、会議録として確定して公表する。

(2) （議題②）東久留米市第二次緑の基本計画中間見直しについて（資料2、2-1）

【会長】

- ・第二次緑の基本計画中間見直しについて市から諮問を受けて、検討部会を設置し検討していくものとしている。
- ・検討部会には、私と水戸部職務代理が出席している。
- ・前回3月30日以降、3回の検討部会を開催して検討を行った。その状況を報告するとともに、皆さまの意見を頂き、今後の検討につなげる。
- ・検討部会での検討状況について事務局から説明をお願いする。

【事務局】

- ・資料2-1に基づいて、中間見直しのスケジュールを説明する。
- ・前回審議会以降に、緑の基本計画中間見直し検討部会を3回開催し、審議会でもいただいた意見を踏まえ、また、市民環境会議・庁内環境委員会・庁内関係部署へ意見照会を行い、その結果を骨子案に反映した。

- ・また、市民アンケートを通して市民意向も確認しながら作業を行っている。
 - ・本日の審議内容を 10 月 22 日の検討部会で再度検討し、11 月に東京都との協議、12 月にパブリックコメントを実施する。
 - ・検討部会では、並行して、市民による観察や、市民団体や市において、毎年あるいは五年毎に調査を行うことのできる生きものの代表種の選定、コラムや計画書の細部についての検討、環境シンポジウムの内容の検討を行っている。
 - ・それらの結果を、1 月開催の審議会で審議いただくとともに、審査会から市への答申を行っていただく予定であり、市は 29 年度中に本計画の見直しを完了する見込みである。
-
- ・続いて、資料 2 に基づいて、骨子案の修正状況を説明する。
 - ・現行計画からの変更箇所を、本文中に青字で示している。前回の審議会からの変更事項を中心に説明する。
 - ・○（目次）前回の案においては、第 2 章において、第二次計画の改定時と今回の中間見直しにおける、問題点・課題・見直しの方向性・見直しの視点等、階層が複雑で、似たような表現が多数あったため大幅に整理した。
 - ・第 1 章に「これまでの取り組み」と水と緑と生きものの現況をまとめた。
 - ・第 2 章に、第二次計画改定時と中間見直しの問題点・課題等をまとめて記載した。
 - ・第 3 章に、計画の位置付け、計画期間等を移動させた。
 - ・詳細な資料等は、資料編に掲載することとし、本編には乗せるべき項目に絞って記載した。
 - ・○P2「緑の基本計画について」で法による位置づけと東久留米市の策定経過とともに、東久留米市のもともとの計画の特色として、緑だけでなく、水や生きものを相互に保全すること、農地を含む計画であることを明記しています。
 - ・○「2 これまでの主な取り組み」は、現在までの取り組みに更新している。
 - ・○P4「3 水と緑と生きものの現況」として地形や生きものの現況をまとめている。
 - ・○P8 第 2 章「中間見直しにあたって」で、計画の進捗を踏まえ、問題点と今後の課題等を合わせて記載している。また、「緑の減少の食い止め」として課題を並べていますが、生産緑地の 2022 年問題といった課題を明記している。
 - ・○P11 もともと生きものの保全を含む計画でありましたが、今回法に基づく生物多様性戦略と位置付けるため、その説明は P11、P13 に解説・コラムとして記載している。
 - ・○P15 以降が計画の本体となる。
 - ・○P16 「計画の位置付け」及び P17「計画期間と目標年次」は簡潔にし、関係

法令等の詳細は資料編に掲載した。

- ・○P18 基本理念の説明を更新した。「食物連鎖」といった表現を除いた。
- ・○P20 「水と緑の将来像のイメージ」で「水と緑の軸」という表現を「回廊」に改めた。また、拠点の番号を入れ替える予定である。
- ・○P22 以降の拠点の説明においては、生きものの説明に加え、その場所わかる写真・生きものの写真を掲載する予定である。
- ・○P40 緑被率は、樹木樹林や草地などで具体的な目標を掲げているが、宅地や道路となったものの回復は難しいことから「現状維持」という表現になった。
- ・計画の目標で農地に関する目標を整理した。水質に関する目標は、ここでは指定されている項目のみとしている。生物に関する基準は点検評価の指標として記載した
- ・○P42 基本方針では、水や緑の保全のための方針は、すべてが、そこに棲む生きものの保全のための方針につながるため、その旨の記載をした。また、「基本方針 4 水と緑の質の向上」の表現を見直した。
- ・○P44 施策の内容を現行計画のものを盛り込んで更新した。
- ・「施策 1 民有の雑木林の保全」では緑地保全計画に基づき保全すべき価値の高い場所を保全する旨を記載した。
- ・○P47 「施策 9 生活と自然環境の共存に配慮した河川改修の推進」は、落合川や特に黒目川における河床の掘削工事を想定しているが、こうした工事を行うにあたって自然環境への低減措置を要請していくものとしている。
- ・○P49 「施策 13 保存樹林・樹林の PR と指定の促進」では、今年選定した名木百選の紹介などの施策を盛り込んでいる。
- ・○P50 「施策 14 農地保全のための制度の検討と活用」で農地の減少を食い止める有効な施策はなかなか見いだせないが、生産緑地法や都市計画法の改正に伴う諸制度の検討と活用を盛り込んでいる。
- ・○P52 「施策 24 緑化重点地区の指定」では、市民緑地認定制度等の緑の保全のための制度を加えているが、諸制度の説明を資料編に記載する。
- ・○P54 「個別目標 14 多様な生きものの保全」で市内の生きもの調査の結果を踏まえ、施策 27 に公共施設における樹種の検討や草刈マップ作成を記載した。
- ・○P55 「施策 30 生きもの調査の実施」として、市民が観察する観察種やその河川・雑木林・まちなかにいる種を代表種として、市民団体や市においてモニタリングしていくものとして施策に盛り込んだ。
- ・○P56 「施策 32 親水施設の整備」では、黒目川上流域の親水化整備が終了したため、その周知等を行っていく。
- ・○P59 「施策 40 水と緑や生きものの情報発信の推進」では「市の魚」の検討などの施策を盛り込んでいる。

- ・○P60 「施策 45 多様な市民活動の支援・充実」において環境基本計画にもある、協働の仕組みの充実の取り組みを盛り込んでいる。
- ・○P62 には施策毎の実施主体を記載している。
- ・○P64 重点施策では、「緑地保全計画に基づく緑地の確保」「生きものの保全のための施策の充実」を盛り込んでいる。
- ・○P66 計画の推進に向けては環境基本計画に合わせた記載とした。
- ・○P69 計画の進行管理や、5年後の関連計画の改定、土地利用の変化も見越した計画の改定を行うことを記載した。
- ・○P71 では、計画の目標の補助指標として、かんきょう東久留米における点検評価項目を記載した。
- ・市民アンケートや、生きもののモニタリング結果を加えた。
- ・生物に関する水質基準項目である亜鉛や総窒素の値も点検評価の項目とした。
- ・ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸については、測定の可能性を検討中である。

【会 長】

- ・計画の冒頭に「緑」の定義を追記して、文中に混在していた「緑」、「緑地」、「緑地」という文言を、原則として「緑」に統一している。
- ・水戸部職務代理から、今の説明に補足はあるか。

【委 員】

- ・提示した内容を元にパブリックコメントを実施することを予定している。施策について特にご意見を頂きたい。

【会 長】

- ・只今説明のあった緑の基本計画の中間見直しについて、意見等はあるか。

【委 員】

- ・今後のスケジュールに「東京都との協議」とあるが、この位置づけは何か。

【事 務 局】

- ・法で定められており、都の関係部署に対して意見照会を行うこととなる。

【委 員】

- ・人口減少問題について具体的に対応できる施策が記載されていない。人口減少や空き家の増加に伴い、今後、行政コストがかさむことが想定されるので、スモールシティ化や空き地の緑化による税制優遇策などを記載しておく必要がある。長期的な視点から、早めに警鐘を鳴らす目的で記載が必要である。

【事 務 局】

- ・東久留米市では 2030 年ごろから人口減少が顕著になると予想している。このため、本計画の計画期間内には大きな問題として発現しないと考えている。計画においては土地利用の変化を想定して見直しを行う旨を記載しており、本件については担保されているものとする。都市計画マスタープランも平成 32 年に改定されるので、そちらで記載することも期待したい。

【委員】

- ・人口減少問題は、都市計画での問題であり、緑や生きものに直接関係しないので、本計画内での扱いが難しい。

【委員】

- ・緑の保全のためにも、空き家・空き地の活用に関して言及しておくべきである。緑への転換・保全の施策として含めることができると考える。

【委員】

- ・市内の緑の減少は、緑だけではなく農地等の減少も含まれており、それらとも関連させ、土地利用の問題の一つとして計画に記載することは可能と考える。

【委員】

- ・農地の減少と空き家の問題は異なる。空き家問題に付随した緑地管理は困難である。本来は都市計画マスタープランで扱うべき議論である。

【委員】

- ・都市計画マスタープランを策定する都市計画審議会は、既存の所有物について手を出すことができない。また、都市計画マスタープランは難解であり、市民が読み解きやすいとは言い難い。住環境も環境問題の一つであるため、都市計画マスタープランよりも市民に近い緑の基本計画において、市民にこの問題を周知すべきである。

【事務局】

- ・人口減少など、市をとりまく社会状況の変化については、「12 計画の推進に向けて」の中で、今後の環境変化として記載している。

【委員】

- ・有害鳥獣は、空き家を住みかとしがちである。

【委員】

- ・空き家を解体すると固定資産税が高くなるので、税制面で市がバックアップをしないと、空き家の緑地への転換は進まないだろう。宅地の面積要件を拡大する検討もその一つである。

【事務局】

- ・緑の基本計画では深く踏み込めないが、空き家対策については市でも別に計画を検討している。

【会長】

- ・この問題は、市民の位置づけがより重い都市計画マスタープランが担うべきである。空き家問題は個別の事情があって一般化しにくい、本計画よりより総合的な「環境基本計画」でもとりあげられている。ベースとしての人口減少等と本計画との関連については、現在検討中のコラムとして扱うことはやぶさかではない。

【委員】

- ・本計画の本論は、「第3章 第二次緑の基本計画・生物多様性戦略 7 計画の目標と基本方針」以降であるが、前段の記載が長いと感じる。特に、「第3章 6 水と緑と生きものの18の拠点と保全のための取り組み」は基本方針の後ろに記載した方がよいのではないかと。

【事務局】

- ・今回は計画の「中間見直し」であるため、現計画の構成をある程度維持して修正を行っている。

【会長】

- ・「第3章 8 施策の体系」において「基本理念」の文言が抜けている。

【委員】

- ・パンフレットや冊子を別途作成して、学校教育で活用できるようにしてほしい。

【事務局】

- ・概要版においては計画の中心部分のみの掲載となる。

【委員】

- ・18の拠点の記載をもう少しスリムにできないか。

【事務局】

- ・各拠点のページに、拠点の様子やそこで見られる生きものの写真を掲載することを検討している。初見の方にとっては地域の状況を理解してもらいやすくなるという側面もある。

【委員】

- ・その地域の利用状況などを記載するのであれば、文量が多くてもよいだろう。

【事務局】

- ・再度、検討部会で検討する。

【委員】

- ・p27「⑥野火止用水・黒目川崖線」の特別養護学校については、最新の計画を反映させること。

【委員】

- ・p56「個別目標 15 良好な雑木林や水辺の活用の推進 施策 3 2 親水施設の整備」で「小河川の整備のあり方を検討します」と記載されているが、野火止用水の整備の主体事業者は東京都ではないか？市は関与できるのか。

【事務局】

- ・野火止用水の管理は東久留米市が、用水に沿った保全地域の管理は東京都が担っている。東久留米市として活用検討は可能であるため、記載を残したい。

【会長】

- ・「多自然川づくり」の検討も可能かもしれないので、残してよいだろう。

【委員】

- ・p8「満たしません」という表現を「満たせません」に修正すること。現案は他人事のようなニュアンスが感じられる。

【委員】

- ・資料編への参照は、目立たない記載にすること。

【事務局】

- ・現案では、検討のために強調して表示している。最終的には目立たない記載に修正する。

【委員】

- ・市の魚の取り組みは良いと考える。生きものがシンボルとなることで子ども達には川に対する親しみが湧くであろう。

【委員】

- ・目次が詳細に記載され過ぎているので、1 ページに収まる程度に簡潔に記載することはできないか。

【事務局】

- ・現案では、構成の確認用に詳細に記載していた。1 ページに収められるかはわからないが、最終的には簡潔な記載とする。

【委員】

- ・第 2 章のタイトルは、「第二次緑の基本計画の中間見直しの方向性」でよいのではないか。「問題点と課題」には内容の重複もみられる。中間見直しでは「何を」見直すのかが重要であり、よりよい計画にするために課題があります、という

流れで整理すべきと考える。このため、問題点と課題の記載は簡略化してもよいだろう。

【会 長】

- ・現計画との整合を図るために、現計画の表現と構成を維持しているものであるが、簡略化については検討する。(杉原会長)

(3) かんきょう東久留米28年度版について(資料3)

【会 長】

- ・かんきょう東久留米28年度版について事務局より説明をお願いします。

【事 務 局】

- ・基本計画の年次報告「かんきょう東久留米暫定版がまとまった。資料3に基づいて「かんきょう東久留米」の暫定版について説明する。
- ・今後は、暫定版に審議会の評価を加えて発行する。
- ・環境基本計画の取組は、28年度より第二次計画となっているため、それに沿った内容としている。
- ・P2～4 参考までに一昨年分への評価に対する取り組みと昨年度の特徴的な取り組みを見え消しで記載した。
- ・本日の資料は暫定版である。10月中を目途に、各委員から評価意見を出ししていただき、それを反映したものを次回会議で改めて提出する。
- ・主な修正の内容や留意事項は以下のとおりである。

○内容説明

- ・P8 下水道事業としての黒目川上流域の整備が完了した旨を記載した。
- ・P9 水質調査結果について、平成28年度は水質基準の見直し前のものを掲載している。
- ・P11、P12の2か所のpH値で水質基準下限を下回っている。
- ・P17 これまでの調査結果を踏まえ湧水マップを改訂した。
- ・P18 地下水揚水量変化は水道局のくみ上げの減少によるものである。
- ・P26 緑被率の低下について追記した。
- ・P30 生産緑地の減少について追記した。
- ・P32 生きもの調査の実施(生物種、外来種)について追記した。
- ・P34 街路灯約1,000灯のLED化について追記した。
- ・P37 事務事業における温室効果ガス排出量増加(学校空調設置等)について追記した。排出量が増加したのは新電力における排出係数の増加、学校へのエアコン増設によるものであると考えている。
- ・P39 ごみの分別回収のPRを実施(結果は29年度)について追記した。
- ・P42 空き家の実態調査の実施について追記した。

- ・ P46 道路騒音測定結果の一部で環境基準を超過している。
- ・ P47 大気汚染の PM2.5 は引き続き環境基準達成している。
- ・ P48 環境フェスティバルが 20 回目を迎えた。図書館・学校等でも環境学習を推進している旨を追記した。
- ・ P51 市民環境会議 5 期 10 年まとめ、会議体のあり方の検討、ロゴマークの作成について追記した。
- ・ P61 都市計画道路の必要性の検証が行われていることについて追記した。
- ・ P64 名木百選の選定について追記した。

【会 長】

- ・ この件について、何かご意見、ご質問等があればご発言をお願いします。

【委 員】

- ・ そもそも、環境基本計画の評価者は、誰を想定しているのか。

【委 員】

- ・ 評価者は環境審議会である。「かんきょう東久留米」は進捗状況評価のための報告書としての位置づけである。

【委 員】

- ・ そうであれば、欲を言えば、かんきょう東久留米の冒頭に、評価項目とそれぞれの進捗評価の一覧があると読みやすい。

【事 務 局】

- ・ 検討する。

【事 務 局】

- ・ 配布した案を確認いただき、10 月中を目途に、気づきを事務局まで連絡してほしい。

(4) その他①（地球温暖化対策実行計画の改定について）（資料 4）

【事 務 局】

- ・ 資料 4 に基づいて、市の公共施設を対象とした「第二次地球温暖化対策実行計画」の改定状況について説明する。
- ・ 本計画は計画期間が 29 年度末までのため、現在、庁内で改定作業を行っている。
- ・ 計画改定にあたっては、パリ協定における日本の目標、公共施設における 2030 年までの 40%削減も意識しており、新たな 5 か年の計画を策定するものである。
- ・ これまでの日々の節電のみに特化した記載から、更に踏み込んだ対策（設備の更新等）も想定している。

- ・街路灯のＬＥＤ化も大きく寄与していくことになる。

(5) その他②（空き家等対策協議会の設置について）

【事務局】

- ・前回会議で、昨年度空き家の実態調査を行い、市内 535 件の空き家と思われる建物が確認できたことを報告した。
- ・今年度は、所有者に対するアンケート調査を実施する。
- ・また、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき協議会の設置条例を平成 30 年第 1 回定例会に上程を予定している。これは、適切な管理が行われていない空き家等に対する対策計画の策定等を行うもので、市長を始め、学識経験者、法務・不動産・建築・福祉の専門家、地域住民、その他の市長が必要と認める者等をもって構成する予定である。メンバーは検討中である。
- ・空き家は、所有者が適切に管理をしてもらえれば、トラブルも生じないと考えている。
- ・今後は、アンケート調査の結果を踏まえて、次のステップに進む。

(6) その他③（環境シンポジウムについて）

【事務局】

- ・環境シンポジウムを 11 月 19 日（日）の開催に向けて準備を進めている。
- ・内容は、検討部会の委員さんが指導している市内の小学校 3 校、自由学園の研究発表、市民団体における生物多様性の保全活動と市の取り組みとして生物多様性地域戦略を策定し、実施していく旨を発表する。
- ・検討部会で内容を検討して、詳細がまとまり次第、皆さまにもチラシ等で案内する。

【会長】

- ・資料 5 「第 21 回環境フェスティバル市民意識アンケート集計」について説明する。環境フェスティバルの実行委員長と調整し、アンケート項目をこれまでの典型 7 公害型のものから、環境基本計画の体系と整合性のあるものに変更した。
- ・アンケート調査の結果を集計したところ、水質汚濁、廃棄物、地球温暖化の順で関心が高かった。この内容もかんきょう東久留米に掲載していきたい。

(7) 閉会

【会長】

これで本日の議題はすべて終了した。これをもって、平成 29 年度第 1 回の環境審議会を終了する。